

鳥取県行政組織規則及び鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第83号

鳥取県行政組織規則及び鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前				
(局等及び課並びに内部組織の設置)					(局等及び課並びに内部組織の設置)				
第6条 次の表の左欄に掲げる部局等に、同表の中欄に掲げる局等及び課を置き、課に内部組織として同表の右欄に掲げる係等を置く。					第6条 次の表の左欄に掲げる部局等に、同表の中欄に掲げる局等及び課を置き、課に内部組織として同表の右欄に掲げる係等を置く。				
部局等	局等及び課	内部組織			部局等	局等及び課	内部組織		
略					略				
農林水産部	水産課	略			農林水産部	水産課	略		
水産振興局	水産振興局	管理担当	漁業調整係		水産振興局	水産振興局	管理担当	漁業調整係	
		水産振興室	漁業振興担当				水産振興室	漁業振興担当	
			漁業経営担当					漁業経営担当	
		全国豊かな海づくり大会推進室	企画総務担当					企画総務担当	
			事業推進担当					事業推進担当	
略					略				
(農林水産部各課の所掌事務)					(農林水産部各課の所掌事務)				
第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。					第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。				
農政課～農林総合研究所林業試験場 略					農政課～農林総合研究所林業試験場 略				
水産振興局水産課					水産振興局水産課				
(1)～(10) 略					(1)～(10) 略				
(11) <u>全国豊かな海づくり大会に関すること。</u>					(11) 略				
(12) 略					(12) 略				
(13) 略					(13) 略				
(14) 略					(14) 略				
(15) 略					(14) 略				

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第2条 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(11) 略</p> <p>(12) 課内室長等 組織規則第6条の表内部組織の欄に掲げる営繕室、市町村税制支援室、企画調整チーム、次世代改革チーム、日本のまつり推進室、国際観光振興室、観光資源振興室、企画総務室、自立支援室、子育て応援チーム、母子・児童養護チーム、医師確保推進室、地球温暖化対策室、環境産業育成室、企画調査チーム、経営支援チーム、通商物流チーム、人材育成確保チーム、労働政策チーム、雇用就業支援チーム、企業立地推進チーム、新事業開拓チーム、産学金官連携チーム、企画調整室、地域農業基盤室、林政企画チーム、県産材・林産物需要拡大チーム、森林づくり推進チーム、水産振興室、<u>全国豊かな海づくり大会推進室</u>、用地室及び高速道路推進室の長をいう。</p> <p>(13)~(17) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(11) 略</p> <p>(12) 課内室長等 組織規則第6条の表内部組織の欄に掲げる営繕室、市町村税制支援室、企画調整チーム、次世代改革チーム、日本のまつり推進室、国際観光振興室、観光資源振興室、企画総務室、自立支援室、子育て応援チーム、母子・児童養護チーム、医師確保推進室、地球温暖化対策室、環境産業育成室、企画調査チーム、経営支援チーム、通商物流チーム、人材育成確保チーム、労働政策チーム、雇用就業支援チーム、企業立地推進チーム、新事業開拓チーム、産学金官連携チーム、企画調整室、地域農業基盤室、林政企画チーム、県産材・林産物需要拡大チーム、森林づくり推進チーム、水産振興室、用地室及び高速道路推進室の長をいう。</p> <p>(13)~(17) 略</p>

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。